越後のふるさと木づかい事業実施要領

第１　趣　旨

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和３２年２月１２日新潟県規則第７号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業の目的

本事業は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」「基本方針」に基づく県方針、市町村方針を達成するため、県内の公共的施設等での県産材利用を支援することにより、県産材利用の促進を図る。

第３　事業種目及び事業内容等

本事業の事業種目及び事業内容等は別表１のとおりとする。

第４　事業の実施計画

１　事業の実施を希望する者（以下「事業主体」という。）は、知事が別に定める期日までに事業実施計画書（別記様式第１号）を、事業を所管する地域振興局長若しくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「局長等」という。）を経由して知事に提出する。

２　知事は、１の事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる事業について認定を行う。

第５　事業の実施

１　交付決定前着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、第４の１に規定する事業実施計画書を提出し、認定を受けた事業主体が、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別記様式第２号）に関係書類を添えて局長等に提出する。

２　事業着手報告

事業主体は、事業に着手したときは、事業着手報告書（別記様式第３号）に関係書類を添えて局長等に提出する。

３　事業完了報告

事業主体は、事業が完了したときは、事業完了報告書（別記様式第４号）に関係書類を添えて局長等に提出する。

第６　事業の推進体制

１　県は、事業の実施並びに事業実施後の施設の管理及び運営について、指導援助にあたる。

２　事業主体は、第２の事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、事業実施後は善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行うこととし、当該施設には県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置する。

第７　補助対象経費の範囲

越後の木になる施設応援事業にかかる補助対象経費の範囲は別表１のとおりとする。

第８　報　告

事業主体は、第４の１に規定する事業実施計画書の「県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫」に記載した県産材ＰＲ等の実施状況について事業完了から１年間の実績を記載した県産材普及活動等実施状況報告書（別記様式第５号）を事業完了年度の翌年度末日までに局長等を経由して知事に提出する。

附　　則

この要領は、平成１８年４月１日から実施し、平成１８年度事業から適用する。
この要領は、平成１９年４月１日から実施し、平成１９年度事業から適用する。
この要領は、平成２０年４月１日から実施し、平成２０年度事業から適用する。
この要領は、平成２１年４月１日から実施し、平成２１年度事業から適用する。
この要領は、平成２３年４月１日から実施し、平成２３年度事業から適用する。
この要領は、平成２５年４月１日から実施し、平成２５年度事業から適用する。

別 表　1

〔事業種目：越後の木になる施設応援事業〕

<table>
<tr><th>事業内容</th><th>補助対象経費</th><th>補助率等</th><th>事業主体</th><th>採択基準</th></tr>
<tr><td>・木造施設整備事業

越後杉ブランドによる公共的木造施設（幼稚園・保育園、老人介護施設等）の新築、増改築</td><td rowspan="4">越後杉ブランド又は県産材の使用に係る木工事費及び整備に併せて行う普及効果の高い木製品導入費

（但し、木材利用促進の方針策定市町村の区域に限る）

ただし、国補助事業等で実施する場合は当該事業に係る補助対象経費</td><td rowspan="4">補助対象経費の1／2以内(1,000万円を補助金の上限とする。)

補助対象経費の5／100以内(1,000万円を補助金の上限とする。)</td><td rowspan="4">学校法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間事業者等</td><td rowspan="4">以下のすべての要件を満たすものであること。

１ 越後杉ブランド又は県産材の使用基準(別表２(1))を満たした木材利用がなされていること。

２ 斬新なデザインや独創性など木材利用の良さがアピールできるもの。

３ 設置後の維持管理の体制が整っていること。
木製品については、製品にナンバリングを行い、台帳管理を行うこと。

４ 施設を利用して越後杉ブランドや県産材の利用拡大に向けたＰＲを行うこと。</td></tr>
<tr><td>・内装等木質化整備事業

越後杉ブランドによる公共的施設の居室、玄関、廊下等の床・壁の木質化</td></tr>
<tr><td>・外構等整備事業

県産材による公共的施設の木製遊具、デッキ、テーブル、ベンチ等の整備</td></tr>
<tr><td>・木製品導入事業

施設整備に併せて行う普及効果の高い県産材使用木製品の導入</td></tr>
</table>

別 表　２

【県産材の使用基準】

県産材の使用量は、原則として下表のとおりとする。

（１）越後の木になる施設応援事業

使用部位	越後杉ブランドまたは県産材の使用量
施設全体	延床面積１㎡あたり０．０７ｍ^{3}以上の 越後杉ブランド
内　装	内装工事を実施する延床面積１㎡あたり ０．００７ｍ^{3}以上の越後杉ブランド
外　壁	延床面積１㎡あたり０．４㎡以上の 越後杉ブランド
外構等	総木材量のうち８０％以上の県産材
木製品	部材１００％が県産材 （金具等を除く、 また構造耐力上金属使用がやむを得ない場合の部材を除く）

別記様式第１号（越後の木になる施設応援事業の場合）

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業実施計画書

平成　　年度越後のふるさと木づかい事業を実施したいので、実施要領第４の１の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業実施後
の管理者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業費</td><td rowspan="2">事業種目</td><td rowspan="2">総事業費
（千円）</td><td rowspan="2">補助対象
経費①
（千円）</td><td colspan="3">事業費負担区分</td></tr>
<tr><td>県補助金
(①×１/２以内)
（千円）</td><td>事業主体
（千円）</td><td>その他
（千円）</td></tr>
<tr><td>越後の木になる
施設応援事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完了予定年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

［構造、品目及び数量］

［補助金額の算定］

補助金額 （千円） (E)=(D)/2	補助対象経費 （千円） (D)=(C)×(A)/(B)	総木工事費 （千円） (C)	総木材使用量 （㎥） (B)	越後杉ブランドを含む 県産材使用量（㎥） (A)

注）補助金額は、千円未満切り捨て。

［県産材の使用予定数量］

① 木造施設整備事業の場合

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.07㎥／㎡以上)	施設延床面積（㎡） (B)	越後杉ブランド 使用量（㎥）(A)	摘　要

② 内装等木質化整備事業の場合（内装）

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.007㎥／㎡以上)	内装工事対象延床 面積（㎡）(B)	越後杉ブランド 使用量（㎥）(A)	摘　要

内装等木質化整備事業の場合（外壁）

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.4㎡／㎡以上)	施設延床面積（㎡） (B)	越後杉ブランド 使用面積（㎡）(A)	摘　要

③ 外構等整備事業

県産材使用割合 (=(A)/(B)×100：80%以上)	総木材使用量（㎥） (B)	県産材使用量（㎥） (A)	摘　要

④ 木製品導入事業

県産材使用割合 (=(A)/(B)×100 ：100%以上)	総木材使用量（㎥）　(B)	県産材使用量（㎥）　(A)	摘　要

<table>
<tr><td colspan="2">［木材利用の特徴］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［越後杉ブランド（県産材）製品の調達方法］
発注予定ブランド認証工場：
発注予定県産材製品製造者：</td></tr>
<tr><td>越後杉ブランド（県産材）製品を設計図書(仕様書等)に明記</td><td>有 ・ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">［県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫］</td></tr>
<tr><td>①県産材の使用を明示する標識等の規格</td><td>（サイズ　　ｃｍ×　　ｃｍ、　　基数　　基）</td></tr>
<tr><td>②施設の周知計画</td><td>（時期　　月、　回数　　回、　周知人数　延べ　　人）</td></tr>
<tr><td>③施設の披露・周知方法（該当に○）
（具体的な方法を記載）</td><td>（新聞、テレビ、ラジオ、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、その他（　　））
（　　）</td></tr>
<tr><td>④施設の利用者計画</td><td>（約　　人/月）</td></tr>
<tr><td>⑤その他、県産材をPRする工夫</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">［事業の推進体制］（納材者、ブランド認証工場、設計者、施工者、発注者（申請者）等関係する者の名称と関係が分かるよう、図示してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠、越後杉ブランド･県産材の使用量が分かる根拠)および申請者の組織概要がわかる資料(登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等)、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

別記様式第１号（越後の木になる施設応援事業で他の補助事業と重複する場合）

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業実施計画書

平成　　年度越後のふるさと木づかい事業を実施したいので、実施要領第４の１の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">事業実施
主体名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">事業実施後
の管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業実施場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">関連する
補助事業名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主な用途</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期待できる
事業効果</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業費</td><td rowspan="2">事業種目</td><td rowspan="2">総事業費
（千円）</td><td rowspan="2">補助対象
経費①
（千円）</td><td colspan="4">事業費負担区分</td></tr>
<tr><td>県補助金
(①×5/100以内)
（千円）</td><td>その他補助金
（千円）</td><td>事業主体
（千円）</td><td>その他
（千円）</td></tr>
<tr><td>越後の木になる
施設応援事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完了予定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

［構造、品目及び数量］

［補助金額の算定］

補助金額 （千円） (E)=(D)×5/100	補助対象経費 （千円） (D)=(C)×(A)/(B)	他補助対象経費(千円) (C)	総木材使用量（㎥） (B)	越後杉ブランドを含む県産材使用量（㎥） (A)

注）補助金額は、千円未満切り捨て。

［県産材の使用予定数量］

① 木造施設整備事業の場合

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.07㎥／㎡以上)	施設延床面積（㎡） (B)	越後杉ブランド使用量（㎥）(A)	摘　要

② 内装等木質化整備事業の場合（内装）

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.007㎥／㎡以上)	内装工事対象延床面積（㎡）(B)	越後杉ブランド使用量（㎥）(A)	摘　要

内装等木質化整備事業の場合（外壁）

越後杉ブランド使用量 (=(A)/(B):0.4㎡／㎡以上)	施設延床面積（㎡） (B)	越後杉ブランド使用面積（㎡）(A)	摘　要

③ 外構等整備事業

県産材使用割合 (=(A)/(B)×100：80%以上)	総木材使用量（㎥） (B)	県産材使用量（㎥） (A)	摘　要

④ 木製品導入事業

県産材使用割合 (=(A)/(B)×100 ：100%以上)	総木材使用量（㎥）　(B)	県産材使用量（㎥）　(A)	摘　要

<table>
<tr><td colspan="2">［木材利用の特徴］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［越後杉ブランド（県産材）製品の調達方法］
発注予定ブランド認証工場：
発注予定県産材製品製造者：</td></tr>
<tr><td>越後杉ブランド（県産材）製品を設計図書(仕様書等)に明記する意思</td><td>有 ・ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">［県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫］</td></tr>
<tr><td>①県産材の使用を明示する標識等の規格</td><td>（サイズ　　ｃｍ×　　ｃｍ、　　基数　　基）</td></tr>
<tr><td>②施設の周知計画</td><td>（時期　　月、　回数　　回、　周知人数　延べ　　人）</td></tr>
<tr><td>③施設の披露・周知方法（該当に○）
（具体的な方法を記載）</td><td>（新聞、テレビ、ラジオ、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、その他（　　））
（　　）</td></tr>
<tr><td>④施設の利用者計画</td><td>（約　　人/月）</td></tr>
<tr><td>⑤その他、県産材をPRする工夫</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">［事業の推進体制］（納材者、ブランド認証工場、設計者、施工者、発注者（申請者）等関係する者の名称と関係が分かるよう、図示してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠、越後杉ブランド･県産材の使用量が分かる根拠)および申請者の組織概要がわかる資料(登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等)、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

別記様式第２号

第　　号
平成　年　月　日

地域振興局長 様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業交付決定前着手届

平成　　年度越後のふるさと木づかい事業を補助金交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承のうえ、関係書類を添えて届出します。

記

<table>
<tr><td>事業種目</td><td colspan="6">越後の木になる施設応援事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（木造施設）（m³）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（内装木質化）（㎡）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">外構等での県産材の使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">木製品での県産材使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>県産材ＰＲの内容</td><td colspan="6">（具体的に）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業費</td><td rowspan="2">総事業費
（千円）</td><td rowspan="2">補助対象経費
（千円）</td><td colspan="4">負担区分</td></tr>
<tr><td>県補助金
（千円）</td><td>その他補助金
（千円）</td><td>事業主体
（千円）</td><td>その他
（千円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>着手予定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>完了予定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>交付決定前
着手の理由</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付書類：設計図書

別記様式第３号

第　　号
平成　年　月　日

地域振興局長 様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業着手報告書

平成　　年度越後のふるさと木づかい事業の下記事業に着手したので、事業実施要領第５の２の規定に基づき報告します。

記

<table>
<tr><td>事業種目</td><td colspan="6">越後の木になる施設応援事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（木造施設）（ｍ³）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（木質化）（㎡）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">外構等での県産材の使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">木製品での県産材使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>県産材ＰＲの内容</td><td colspan="6">（具体的に）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業費</td><td rowspan="2">総事業費
（千円）</td><td rowspan="2">補助対象経費
（千円）</td><td colspan="4">負担区分</td></tr>
<tr><td>県補助金
（千円）</td><td>その他補助金
（千円）</td><td>事業主体
（千円）</td><td>その他
（千円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>着手年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>完了年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

別記様式第４号

第　　号
平成　年　月　日

地域振興局長 様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業完了報告書

平成　　年度越後のふるさと木づかい事業の下記事業が完了したので、実施要領第５の３の規定に基づき報告します。

記

<table>
<tr><td>事業種目</td><td colspan="6">越後の木になる施設応援事業</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>実施場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（木造施設）（m³）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">延床面積１㎡当たり越後杉ブランド使用量（木質化）（㎡）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">外構等での県産材の使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">木製品での県産材使用割合（%）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>県産材ＰＲの内容</td><td colspan="6">（具体的に）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業費</td><td rowspan="2">総事業費（千円）</td><td rowspan="2">補助対象経費（千円）</td><td colspan="4">負担区分</td></tr>
<tr><td>県補助金（千円）</td><td>その他補助金（千円）</td><td>事業主体（千円）</td><td>その他（千円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>着手年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>完了年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付書類　：　精算設計図書、竣工写真、県産材のＰＲ状況を確認できる図書等(標識等の図面や写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等)

別記様式第５号

第　　号
平成　年　月　日

新潟県知事　　様

申　請　者
住　　所
氏名(名称)　　印

越後のふるさと木づかい事業県産材普及活動等実施状況報告書

平成　　年度に実施した越後のふるさと木づかい事業における県産材普及活動等の実施状況について実施要領第８の規定に基づき報告します。

記

<table>
<tr><td>事業実施場所</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>施設の名称</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>事業の内容</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td>主な用途</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="13">県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫</td></tr>
<tr><td>項　目</td><td colspan="6">計　画</td><td colspan="6">実　績</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td>①標識設置</td><td>ｻｲｽﾞ</td><td colspan="2">cm×　cm</td><td colspan="2">基数</td><td></td><td>ｻｲｽﾞ</td><td colspan="2">cm×　cm</td><td colspan="2">基数</td><td></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>②周知計画</td><td>時期</td><td></td><td>回数</td><td></td><td>周知
人数</td><td></td><td>時期</td><td></td><td>回数</td><td></td><td>周知
人数</td><td></td></tr>
<tr><td>③周知方法</td><td colspan="6"></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>④施設利用者</td><td colspan="6"></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑤県産材
普及活動等</td><td colspan="6"></td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

添付資料：現況写真、その他

今後の活用について

事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名

<table>
<tr><th>事業主体</th><th colspan="4">予定の納税対応（納税対応の実績）</th><th>確認</th><th>消費税等
仕入控除税額</th></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td colspan="4">１　課税売上げなし</td><td></td><td rowspan="5">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　市町村の一般会計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">３　免税事業者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">４
納税義務者</td><td colspan="3">(1)　簡易課税制度採用者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">(2)　公共法人等で特定収入割合が５％超</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(3)
一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が５％以下</td><td rowspan="3">ア　課税売上割合が９５％未満</td><td colspan="2">(ｱ)　一括比例配分方式</td><td></td><td rowspan="2">含む</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(ｲ) 個別対応方式</td><td>a　共通用</td><td></td></tr>
<tr><td>b　非課税売上げ用</td><td></td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td>c　課税売上げ用</td><td></td><td rowspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　課税売上げ割合が９５％以上</td><td></td></tr>
</table>

注　1)　資本金又は出資金が１千万円以上の新設法人は、設立当初の２年間は納税義務が免除されない。

2)　「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第３（※１）に掲げる法人又はみなし法人（※２）をいう。

※１　消費税法別表第３に掲げる法人（抜粋）

財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合

※２　みなし法人

人格のない社団等のことで、法人でない社団（※３）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

※３　法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。

3)　任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。